

○みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱

令和4年5月27日告示第32号

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用による公共の福祉の増進と地域の活性化を図るため、空き家の家財撤去等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、みなべ町補助金等の交付に関する規則（平成16年みなべ町規則第36号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 空き家とは、わかやま空き家バンクに登録された町内の物件をいう。
- (2) 対象空き家とは、本補助金の交付を受けようとする空き家のことをいう。
- (3) 移住とは、みなべ町外から10年以上定住する意志を持って生活の拠点を町内に移し、本町に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住民票を移すことをいう。
- (4) 移住者とは、以下のいずれかの要件に該当する者のことをいう。
 - ア 移住前に第7条に規定する交付申請書を提出する者にあつては、第10条に規定する実績報告時に対象空き家に住民票を移す予定の者
 - イ 移住後にあつては、第7条に規定する交付申請時に対象空き家に住民票を移してから1年以内の者
 - ウ 対象空き家以外への移住後2年以内の者（第7条に規定する交付申請時において2年以内の者）で、第10条に規定する実績報告時に対象空き家に住民票を移している者
- (5) Uターン者とは、移住者のうち、みなべ町出身者が就業のために県外において2年以上勤務した後に、再び町内へ転入した者のことをいう。
- (6) 所有者等とは、対象空き家に係る所有権その他権利により、当該対象空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する個人をいう。（ただし、不動産業又はこれに類する業を営む個人を除く。）
- (7) 二地域居住者とは、県外に生活拠点をもち、本町へ住民票を移さずに一定期間（1年のうち通算して1か月以上）を本町に有する居所に滞在し、県内において活動しようとする者のことをいう。
- (8) 事業主とは、町内に事務所、事業所又は営業所を有する個人又は法人をいう。
- (9) 社宅とは、事業主が被雇用者の居住を目的として購入又は借り上げた空き家をいう。
- (10) 開業とは、空き家において地域の活性化に貢献できる事業を始めることをいう。
- (11) 地域貢献活動とは、別表第1に定める活動分野及び活動内容のいずれかに該当する活動のことをいう。ただし、活動の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する場合を除くものとする。
- (12) 地域貢献活動実施者とは、空き家において前号に掲げる地域貢献活動を行おうとする事業主、自治会又はその他町長が適当と認める団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者として町長から認定を受けた者とする。

- (1) 所有者等と対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した移住者
- (2) 所有者との合意に基づき対象空き家に居住するUターン者

- (3) 所有者等と対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した二地域居住者
 - (4) 所有者等と対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した事業主
 - (5) 所有者等と対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した地域貢献活動実施者
 - (6) 移住者、二地域居住者、事業主又は地域貢献活動実施者と対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した所有者等
 - (7) Uターン者との合意に基づき対象空き家に居住することを認めた所有者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな^い。
- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動又は公益を害するおそれがある活動を行おうとする者
 - (2) 法令に抵触する活動及び公の秩序又は善良な風俗を害する活動を行おうとする者
 - (3) みなべ町暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でない^{と認める者}
- 3 第1項に規定する認定を受けようとする者は、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金資格認定申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて、交付申請前に町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金資格認定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に審査結果を通知するものとする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第3に定める事業とし、補助金の交付を申請する年度の末日までに完了するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、前条に定める事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、対象経費の10分の10以内で、限度額は8万円とし端数が生じたときは千円未満を切り捨てる。なお、補助金の交付は同一空き家につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業実施前に町長に提出しなければならない。

- (1) みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金資格認定通知書の写し
- (2) 住民票の写し（要綱第2条第4号のイに該当する移住者（Uターン者を含む）のみ）
- (3) 対象空き家の位置図
- (4) 家財の現況写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 売買又は賃貸借契約書の写し
- (7) 申請者が第3条第1項第1号から第5号に該当する借主の場合は、当該空き家所有者の片付けに係る承諾書（様式第3号下段）
- (8) その他町長が必要と認めるもの

（交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するもの

とする。

(変更承認申請)

第9条 前条の交付決定通知を受けた者が、補助対象事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようするとき、又は補助対象事業を中止しようとするときは、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金変更(中止)承認通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。
(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は事業完了の日が属する年度の翌年度の4月10日(同日が閉庁日の場合は、その直後の閉庁日)のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し(要綱第2条第4号のア又はウに該当する移住者(Uターン者を含む)のみ)

(2) 活動を証明する書類(領収書等)の写し

(3) 家財の整理・撤去・処分活動後の写真

(4) その他町長が必要と認めるもの

(額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理したときはその内容を審査し、適当であると認めたときは、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の交付額確定通知を受けた者は、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 町長は、前条の請求書を受理した後、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、本補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めたとき。

(現地調査等の協力義務)

第15条 申請者は、町長が補助金に係る予算の執行の適正を期するために調査等を行う場合、これに協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地域貢献活動

活動分野		活動内容
み	緑豊かで快適なまち	<ul style="list-style-type: none"> ○自然との共生の推進に資する活動 ○土地利用の促進に資する活動 ○快適な住環境の整備に資する活動
な	永く住みたい魅力あるまち	<ul style="list-style-type: none"> ○みなべ町の魅力を楽しめるまちづくりに資する活動 ○少子化対策の推進に資する活動 ○子育て家庭の支援に関する活動 ○青少年の育成に関する活動 ○健康づくりに資する活動 ○高齢者の健康と福祉の増進、介護予防の推進に資する活動 ○障害者の福祉の増進に資する活動 ○生涯学習の推進に資する活動 ○文化芸術の振興に資する活動
べ	便利・安心・安全なまち	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の利便性向上に資する活動 ○災害に強いまちづくりに資する活動 ○地域の安全・防犯対策の推進に資する活動
ち よ	町民参画と官民協働のまち	<ul style="list-style-type: none"> ○自治活動 ○地域交流の活性化や地域コミュニティの再生に資する活動
う	うめ世界一の元気なまち	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の振興に資する活動 ○林業の振興に資する活動 ○漁業の振興に資する活動 ○商工業の振興に資する活動 ○観光の振興に資する活動
その他		○その他地域課題の解決に寄与するものとして町長が認める活動

※上記活動の効果が特定の個人又は団体のみには帰属する場合は対象外

別表第2（第3条関係）

資格認定申請時に必要な添付書類

	補助対象者の区分	添付書類
1	移住者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住前の住所が確認できる書類（住民票等） ・その他町長が必要と認めるもの
2	Uターン者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住前の住所が確認できる書類（住民票等） ・退職証明書（様式第10号）又は離職票の写し※いずれの書類も提出できない場合、移住前に和歌山県外で2年以上就業していたことが確認できる書類 ・Uターン者空き家居住誓約書（様式第11号） ・その他町長が必要と認めるもの
3	二地域居住者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活拠点の住所が確認できる書類（住民票等） ・二地域居住誓約書兼同意書（様式第12号） ・その他町長が必要と認めるもの
4	事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に有する事務所、事業所又は営業所の所在地が確認できる書類（商業登記簿謄本の写し、開業届出書の写し等） ・対象空き家における事業内容が確認できる書類（任意様式） ・その他町長が必要と認めるもの
5	地域貢献活動実施者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に有する事務所、事業所又は営業所の所在地が確認できる書類（商業登記簿謄本の写し、開業届出書の写し等）※事業主の場合 ・団体の規約、名簿及び団体の通帳の写し※任意団体の場合 ・地域貢献活動計画書（様式第13号） ・その他町長が必要と認めるもの
6	対象空き家の所有者等	<ul style="list-style-type: none"> ・その他町長が必要と認めるもの

別表第3（第4条関係）

補助対象事業

	補助対象者の区分	補助対象事業
1	移住者（Uターン者を含む）	移住者（Uターン者を含む）が居住するために必要となる片付け（家財整理・撤去・処分活動）
2	二地域居住者	二地域居住者が本町における居所とするために必要となる片付け（家財整理・撤去・処分活動）
3	事業主	事業主が社宅とする又は開業するために必要となる片付け（家財整理・撤去・処分活動）
4	地域貢献活動実施者	地域貢献活動実施者が、地域貢献活動を行うために必要となる片付け（家財整理・撤去・処分活動）
5	対象空き家の所有者等	上記1～4の補助対象者による空き家利活用開始前に必要となる片付け（家財整理・撤去・処分活動）

みなべ町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

みなべ町空き家財片付け支援事業補助金資格認定申請書

みなべ町空き家財片付け支援事業補助金交付対象者の資格認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 資格認定を受けたい補助対象者の区分（以下のいずれか該当する区分から選択）

- 移住者
- Uターン者
- 二地域居住者
- 事業主
- 地域貢献活動実施者
- 対象空き家の所有者等

2. 対象空き家

対象空き家の所在地	
契約の種類 （申請時において未締結の場合は予定している契約の種類）	<input type="checkbox"/> 売買契約 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他（ ）
契約相手方との関係	<input type="checkbox"/> 3親等内の親族に該当しない <input type="checkbox"/> 3親等内の親族に該当する
契約理由 （上記項目で3親等内の親族に該当する場合のみ記載）	
対象空き家の利活用方法 （申請者の居住以外の目的利用の場合は詳細に記載すること）	

3. 添付書類

- ・別表第2に掲げる書類（補助対象者の区分ごとに必要書類が異なります）

様

みなべ町長

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金資格認定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金資格について、次のとおり認定（却下）したので、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき通知します。

補助金の名称	みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金
審査対象者	
対象空き家の所在地	
対象空き家の活用方法	
補助対象者の区分	<input type="checkbox"/> 移住者 <input type="checkbox"/> Uターン者 <input type="checkbox"/> 二地域居住者 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 地域貢献活動実施者 <input type="checkbox"/> 対象空き家の所有者等
審査結果	認定 ・ 却下
有効期間	認定日 から 認定日の属する年度の3月31日 まで
条件 (却下の場合はその理由)	

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付申請書

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金の交付を受けたいので、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

空き家の所在地	みなべ町
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
対象家財	
主な活動者 (本人、委託業者等)	
活動内容	
家財整理・撤去・処分費	円
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円(上限8万円)

(※以下は要綱第3条第1項第1号～第5号に該当する申請者が賃貸借契約を締結した場合に記入)
上記対象空き家の家財片付けについて承諾します。

空き家所有者等 住所
氏名
電話番号

添付書類

- (1) みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金資格認定通知書の写し
- (2) 住民票の写し(要綱第2条第4号のイに該当する移住者(Uターン者を含む)のみ)
- (3) 対象空き家の位置図
- (4) 家財の現況写真
- (5) 見積書の写し
- (6) 売買又は賃貸借契約書の写し
- (7) その他町長が必要と認めるもの

様

みなべ町長

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金について、次のとおり決定したので、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき通知します。

補助金の名称	みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金
決定内容	交付 ・ 不交付
交付限度額	円
空き家の所在地	みなべ町
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
条件 (不交付の場合はその理由)	

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金について変更（中止）したいので、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金の名称	みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金
空き家の所在地	みなべ町
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

添付書類

- (1) 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）
- (2) その他町長が必要と認めるもの

様

みなべ町長

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金について、次のとおり承認したので、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

補助金の名称	みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金
決定内容	変更の承認 ・ 中止の承認
当初交付決定額	円
変更後の交付決定額	円
空き家の所在地	みなべ町
条件	

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金について、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助金の名称	みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金
空き家の所在地	みなべ町
事業完了年月日	年 月 日
対象家財	
主な活動者 (本人、委託業者等)	
活動内容	
家財整理・撤去・処分費	円
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	円 (上限8万円)

添付書類

- (1) 住民票の写し（要綱第2条第4号のア又はウに該当する移住者（Uターン者を含む）のみ）
- (2) 活動を証明する書類（領収書等）の写し
- (3) 家財の整理・撤去・処分活動後の写真
- (4) その他町長が必要と認めるもの

様

みなべ町長

みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金について、次のとおり確定したので、みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

補助金の名称	みなべ町空き家家財片付け支援事業補助金
交付決定額	円
交付確定額	円
備考	

年 月 日

みなべ町長 様

申請者 住所
氏名

印

みなべ町空き家財片付け支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定の通知があった、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金について、みなべ町空き家財片付け支援事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。

請求金額 _____ 円

金融機関名	銀行 農協
本・支店名 営業所名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※注意事項 口座名義人は申請者と同一人としてください。

退 職 証 明 書

_____様

所 在 地
電 話 番 号
商号又は名称等
代表者役職・氏名

以下の事由により、あなたが当社を退職したことを証明します。

① 使用期間（西暦）

_____年 月 日 から _____年 月 日 まで

[内 訳]

使 用 期 間 (うち雇用保険の被保険者であった期間)	勤務地の所在地 ※市区町村名を記載
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	
年 月 日 ~ 年 月 日 (年 月 日 ~ 年 月 日)	

② 退職の事由

退職の事由（その他や解雇による場合は内容を具体的に記載）	<input type="checkbox"/> 自己都合による退職
	<input type="checkbox"/> 定年、労働契約期間満了による退職
	<input type="checkbox"/> 事業主からの働きかけによる退職
	<input type="checkbox"/> その他（ _____ による退職）
	<input type="checkbox"/> 解 雇（ _____ による解雇）

Uターン者空き家居住誓約書

私 (以下「甲」という。)は、自らが所有し、わかやま空き家バンクへ登録を行った下記の物件について、3親等内の親族である (以下、「乙」という。)と契約によらない合意に基づき、乙がUターンにより居住することを認めたことを誓います。

記

- 1 空き家の所在地 みなべ町
- 2 空き家バンク登録番号 第 号
- 3 Uターン者(乙)の氏名
- 4 Uターン者(乙)との続柄

年 月 日

みなべ町長 様

空き家所有者(甲) 住 所

氏 名

Ⓜ

二地域居住誓約書兼同意書

私は、和歌山県外に生活拠点をもち、みなべ町へ住民票を移さずに一定期間をみなべ町に有する居所に滞在し、下記のとおり活動することを誓います。また、みなべ町が適時実施する二地域居住の実態調査に協力することについて同意します。

記

- 1 生活拠点（住民票のある）の住所
- 2 居所にしようとする空き家の所在地 みなべ町
- 3 上記 2 のほかに有する居所の所在地
（複数有する場合は全て記載）
- 4 みなべ町における生活期間
（1 年間のうちの滞在日数を記載）
- 5 二地域居住の活動計画（生活拠点及び居所における活動内容を簡潔に記載）

年 月 日

みなべ町長 様

二地域居住者 住 所

氏 名

印

地域貢献活動計画書

次のとおり対象空き家における地域貢献活動を計画します。

事業主又は団体の名称	
代表者	
連絡先	
従業員数又は構成員数	人
対象空き家の所在地	みなべ町
活動分野（別表第 1 のなかから該当する分野を記載）	
活動内容（別表第 1 のなかから該当する内容を記載）	
実施内容（具体的な取組内容を記載）	
期待される活動の効果（どのように地域貢献につながるかを記載）	
計画期間（5年以上）	年 月 日 ～ 年 月 日
対象空き家における営利活動の実施	有 ・ 無
営利活動の内容（営利活動を実施する場合のみ記載）	